

公職選挙法の一部改正について

1 内容

（１）選挙権年齢の引き下げ

公職の選挙の選挙権を有する者の年齢について、年齢満20年以上から年齢満18年以上に引き下げる。

（２）選挙人名簿の登録関係

現行では、一自治体に3箇月以上住み続けた者であっても登録基準日前に異動した場合は、選挙人名簿へ登録されなかったが、改正後はそのような者についても、転出直後の定時登録・選挙時登録の際に、旧住所地において選挙人名簿への登録を行う。

（３）共通投票所制度の創設

現行では、投票日当日は指定された投票区の投票所での投票のみが可能であったが、共通投票所を設置することによって、指定された投票区の投票所とは別に、区域内のいずれの投票区に属する選挙人も投票できる共通投票所を設置することができることとする。

（４）期日前投票の投票時間の弾力的な設定

現行の期日前投票の開設時間（午前8時30分～午後8時）について、開始時刻の2時間以内の繰上げ及び終了時刻の2時間以内の繰下げを可能とする。

（５）投票所に入ることができる子供の範囲の拡大

投票所に入ることができる子供の範囲を、現行の幼児から、児童・生徒その他の18歳未満の者に拡大する。

2 施行年月日

平成28年6月19日